

**高度人材ポイント制による
出入国在留管理上の優遇制度について**

在留資格一覧表



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- ▶ 永住許可申請に要する在留期間を見直し（5年→3年又は1年）、平成29年4月から施行

高度人材ポイント制の対象

- （3つの分類）
- ▶ 高度学術研究活動
 - ▶ 高度専門・技術活動
 - ▶ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- ▶ 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ▶ 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

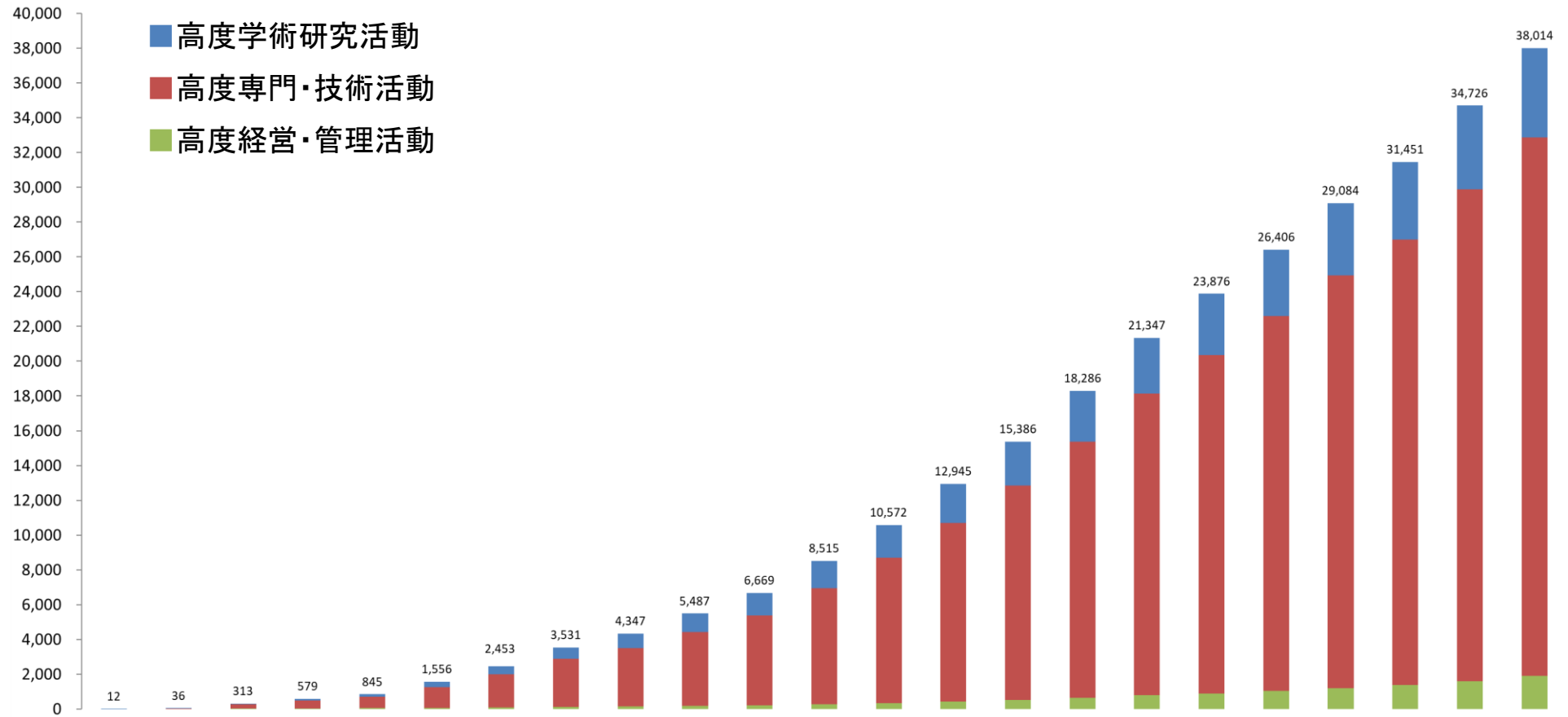
共通

永住許可申請に要する在留期間

- ▶ 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を3年とする。
- ▶ 80点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を1年とする。

高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移

(件)



	2012年			2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
	5月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月
学術研究	2	5	48	82	134	291	466	659	841	1,074	1,276	1,567	1,863	2,241	2,529	2,910	3,221	3,515	3,801	4,161	4,451	4,851	5,155
専門・技術	8	27	248	468	663	1,202	1,905	2,756	3,362	4,228	5,168	6,663	8,360	10,286	12,332	14,746	17,341	19,477	21,557	23,713	25,622	28,293	30,970
経営・管理	2	4	17	29	48	63	82	116	144	185	225	285	349	418	525	630	785	884	1,048	1,210	1,378	1,582	1,889
合計	12	36	313	579	845	1,556	2,453	3,531	4,347	5,487	6,669	8,515	10,572	12,945	15,386	18,286	21,347	23,876	26,406	29,084	31,451	34,726	38,014

就労を目的とした在留資格

▶ 単一の在留資格の範囲内の活動に限定

許可された一つの在留資格の範囲内の活動しか認められていない。

▶ 永住許可まで原則10年以上の在留が必要

就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには原則として引き続き10年以上我が国に在留していることが必要。

▶ 配偶者の就労は原則不可

就労資格を有する外国人の配偶者（在留資格「家族滞在」）については、原則として就労はできないが、地方出入国在留管理局で資格外活動許可を受ければ就労が可能。ただし、包括的に許可する就労時間の上限は週28時間。

高度外国人材に対する優遇措置

▶ 複合的な在留活動の許容（高度専門職1号）

高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことを許容。

（例）高度学術研究活動…本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動。

▶ 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる。（高度専門職2号）

▶ 在留歴に係る永住許可要件の緩和

70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者

→永住許可申請に要する在留期間：**3年**

80点以上のポイントで高度外国人材として認められた者

→永住許可申請に要する在留期間：**1年**

▶ 高度外国人材の配偶者の就労

高度外国人材と同居する配偶者について、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格（＝「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等）に該当する活動について、これらの在留資格に係る要件（学歴等）を満たさない場合でも週28時間を超える就労を認める。

※日本人と同等以上の報酬を受けることを要件とし、許可に際しては就労先を特定する。

※入国・在留手続の優先処理対象となる。

就労を目的とした在留資格

▶ 扶養を受ける親の帯同は原則不可

▶ 家事使用人の帯同は例外的に許可

現行制度においては、家事使用人の雇用主の在留資格が「経営・管理」又は「法律・会計業務」の場合で、その地位が事業所若しくは事務所の長又はこれに準ずる地位にある場合、一定の要件の下に家事使用人の帯同が認められている。

▶ 在留期間は5年を超えない範囲で個別に付与される（5年、3年、1年等）

高度外国人材に対する優遇措置

▶ 高度外国人材等の親の帯同の許可

高度外国人材又はその配偶者の7歳未満の子（養子を含む。）を養育し、又は配偶者若しくは高度外国人材本人が妊娠中でその介助をする場合には、以下の条件を満たす高度外国人材又はその配偶者の親（養親を含む。）の帯同及び呼寄せを認める。

- ① 高度外国人材の世帯年収（高度外国人材本人とその配偶者の年収を合算したものをいう。）が800万円以上であること
- ② 高度外国人材と同居すること
- ③ 高度外国人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること

▶ 家事使用人の帯同の許可

一定の条件を満たす高度外国人材に対し、家事使用人（1名（③において高度外国人材の世帯年収が3,000万円以上ある場合は2名））の雇用を認める。

- ① 外国で雇用していた家事使用人を引き続き雇用する場合の条件（入国帯同型）
 - ・ 高度外国人材の世帯年収が1,000万円以上あること
 - ・ 家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
 - ・ 帯同する家事使用人が本邦入国前に1年間以上当該高度外国人材に雇用されていた者であること
 - ・ 高度外国人材が本邦から出国する場合、共に出国することが予定されていること
- ② ①・③以外の家事使用人を雇用する場合（家庭事情型）
 - ・ 高度外国人材の世帯年収が1,000万円以上あること
 - ・ 家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
 - ・ 家庭の事情（申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること）が存在すること
- ③ 投資運用業等に従事する高度外国人材が家事使用人を雇用する場合（金融人材型）
 - ・ 高度外国人材の世帯年収が1,000万円（2名の場合は3,000万円）以上あること
 - ・ 家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
 - ・ 高度外国人材が、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業に従事していること

▶ 最長「5年」の在留期間の付与（高度専門職1号）

▶ 在留期間が無期限となる。（高度専門職2号）

▶ 入国・在留手続の優先処理（高度専門職1号）

高度人材ポイント計算表

高度学術研究分野		高度専門・技術分野		高度経営・管理分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者	30	博士号又は修士号取得者(注7)	20		
	修士号(専門職に係る博士号を含む。)取得者	20	修士号(専門職に係る博士号を含む。)取得者(注7)	20		
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)					10
複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者						5
職 歴 (実務経歴) (注1)	10年～	20	10年～	25		
	7年～	15	7年～	20		
	5年～	10	5年～	15		
	3年～	5	3年～	10		
年 収 (注2)	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照					40
	3,000万～					50
	2,500万～					40
	2,000万～					30
	1,500万～					20
1,000万～						10
年 齢	～29歳	15	～29歳	15		
	～34歳	10	～34歳	10		
	～39歳	5	～39歳	5		
ボーナス① 【研究実績】	詳細は③参照		25	15		
ボーナス② 【地位】			20	代表取締役、代表執行役 取締役、執行役		
ボーナス③			10	職務に関連する日本の 国家資格の保有(1つ5点)		
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)					10
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労					5
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等					5
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得					10
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者(注4) 又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者					15
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者(注5) (ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。)					10
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者 (法務大臣が認める事業に限る。)					10
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者					10
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)					5
ボーナス⑬						5
ボーナス⑭	経営する事業に1億円以上の投資を行っている者					5
ボーナス⑮	投資運用業等に係る業務に従事					10
合格点						70

①最低年収基準
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、 年収300万円以上であることが必要

②年収記点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績		
	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
特許の発明 1件～	20	15
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15
※ 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

(注1)
従事しようとする業務に係る実務経歴に限る。

(注2)
※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額
 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。

(注3)
就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点

(注4)
同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における480点以上の得点により認められている者も含む。

(注5)
同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における400点以上の得点により認められている者も含む。

(注6)
本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。

(注7)
経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を有している場合には、別途5点の加点

※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

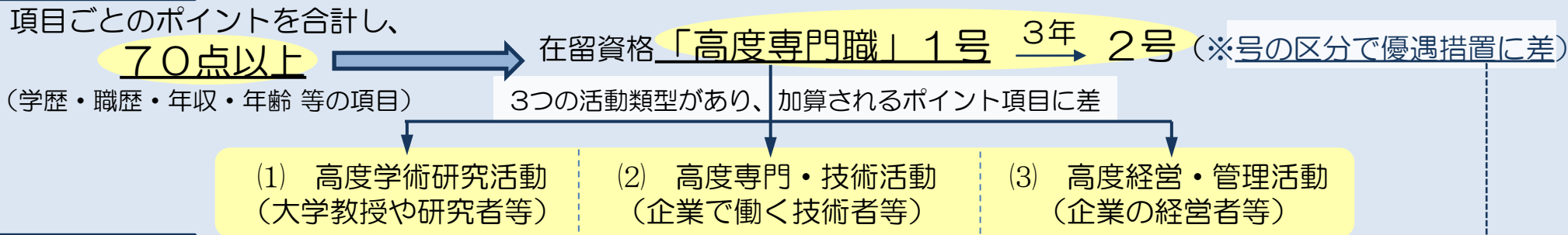
高度外国人材の受入れに係る新たな制度の創設について

新制度の創設経緯

- 令和4年9月29日、教育未来創造会議において、総理が「高度人材の受入れについて、世界に伍する水準の新たな制度の創設を含め、改革を進めていく必要があり…本会議（教育未来創造会議）と新しい資本主義実現会議及び外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が連携して、年度内に、具体化してください」と御発言。
- 令和5年2月17日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において新制度案を決定。
- 令和5年4月21日、世界の人材獲得競争に負けないよう、更に高度外国人材の受入れを促進するため、以下の2つの制度を導入。
 - ①高度外国人材の中でもトップレベルの能力がある者の受入れ促進することを目的とした「特別高度人材制度(J-Skip)」
 - ②将来有為な人材としての活躍が期待されるポテンシャルの高い若者を早期に呼び込むことを目的とした「未来創造人材制度(J-Find)」を導入。

現行高度人材ポイント制の概要

1 在留資格



2 優遇措置

- 1号：①有期で最長の在留期間「5年」の一律付与
②複数の在留資格にまたがる活動を認める
- ③親の帯同 ④外国人家事使用人(1人)の雇用 ⑤配偶者の一部職種でのフルタイム就労 ⑥在留歴に係る永住許可要件の緩和 等
- 3年
- 2号：①在留期間「無期限」の付与
②ほぼ全ての就労資格の活動を行うことが可能
- ③～⑥等は1号と同じ

①特別高度人材（J-Skip）の概要

1 在留資格

ポイント制によらず**学歴又は職歴と年収**が下記の水準以上であれば、「高度専門職（1号）」を付与

① 高度学術研究活動
（大学教授や研究者等）

- ・修士号以上取得、年収2,000万円以上の者
- ・職歴10年以上、年収2,000万円以上の者

② 高度専門・技術活動
（企業で働く技術者等）

③ 高度経営・管理活動
（企業の経営者等）

- ・職歴5年以上であり、年収4,000万円以上の者

入国後

在留資格「高度専門職」1号 → 1年 → 2号 （※号の区分で優遇措置に差）

2 追加優遇措置：ポイント制の優遇措置に加え、以下の拡充した優遇措置を受けられる

①世帯年収が3,000万円以上の場合、外国人家事使用人2人まで雇用可能（家庭事情要件等は課さない※）

②配偶者は、在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「興行」に該当する活動に加え、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能」に該当する活動についても、経歴等の要件を満たさなくても、週28時間を超えて就労を認める

③出入国時に大規模空港等に設置されているプライオリティレーンの使用が可能

※13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事できない配偶者を有すること、又は外国で継続して1年以上雇用していた家事使用人を引き続き雇用することを課さないもの

②未来創造人材制度（J-Find）の概要

対象者：以下の3要件全て満たす者

- (1) 3つの世界大学ランキング（※1）中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されている
- (2) 卒業から5年以内
- (3) 滞在当初の生計維持費20万円の所持

在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与

活動内容

在留期間は、最長2年間（1年又は6月ごとに更新が必要）（※2）

- 就職活動
- 起業準備活動
- 上記活動を行うために必要な資金を補うための就労

配偶者・子について

扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」（未来創造人材の配偶者等）が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の就労には、資格外活動許可が必要。

（※1）①クアカリー・タイムズ 社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキング、②タイムズ 社公表のTHE・ワールド・ユニバーシティ・ランキング、③シャハイ・ランキング・コンサルティング 公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ

（※2）特定活動（継続就職活動）、起業活動促進事業、特区創業活動促進事業、特定活動（卒業後起業活動）等の類似制度と併せて累計2年を超えない範囲で活用できる